

県南広域振興局長告示第 113 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 の規定により、指定居宅サービス事業者の廃止について次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 22 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900565	ニチイケアセンター一関	一関市青葉二丁目 7 番 26 号	平成 19 年 4 月 30 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900565	ニチイケアセンター一関	一関市青葉二丁目 7 番 26 号	平成 19 年 4 月 30 日